

# 四国作業療法士会連絡協議会規約

## 第1章 総 則

- (名称)  
第1条 本会は、四国作業療法士会連絡協議会と称する。
- (構成)  
第2条 本会は、四国の各士会で構成する。
- (事務局)  
第3条 本会の事務局は会長の所属する県作業療法士会（以下士会という）に置く。
- (目的)  
第4条 本会は四国の各士会の活動を活性化し、相互の活動を円滑にする情報交換、連絡調整、協議、それらに基づいた事業を行い、その充実発展を図ることを目的とする。
- (事業)  
第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。  
(1) 会議の開催  
(2) 四国作業療法学会および研修会の開催  
(3) その他前条の目的を達成するために必要と認められること

## 第2章 会 員

- (会員)  
第6条 本会の会員は、本規約第1章第2条に定める士会員で構成する。
- (入会)  
第7条 本会の構成員の入会は、各士会への入会をもって入会とする。
- (会費)  
第8条 会費は役員会議で決定する。
- (退会)  
第9条 本会の構成員の退会は、各士会の退会をもって退会とする。

## 第3章 役員その他の機関

- (役員の種類別)  
第10条 本会に次の役員を置く。  
会長 1名  
副会長 1名  
理事 6名（会長、副会長を含む）  
監事 2名
- (役員を選任)  
第11条 役員は、各士会役員の中から2名（うち少なくとも1名は三役とする）を選び、役員会議において選任する。  
2. 理事および監事は、相互に兼ねることができない。
- (役員職務)  
第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 理事は、役員会議の議決にもとづいて会務を執行処理する。
4. 監事は、本会の業務と会計を年1回以上監査し、役員会議に報告する。

(役員任期)

- 第13条 役員任期は3年とする。但し再任は妨げない。
2. 役員辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行わなければならない。
  3. 会長は、役員会議における互選とし、士会の会長がその任に当たるものとする。
  4. 会長は3年ごとの輪番制とする(徳島・香川・愛媛・高知の順)。

(委員会の設置)

- 第14条 本会運営に必要と認められた場合、役員会議で協議し必要な委員会を設置することが出来る。

## 第4章 会議

(種別)

- 第15条 会議は、定期役員会議と臨時役員会議とする。
2. 定期役員会議は、年2回行う。
  3. 臨時役員会議は、必要に応じて行う。

(構成)

- 第16条 役員会議は、理事と監事をもって構成する。

(招集)

- 第17条 役員会議は、会長が招集する。

(議長)

- 第18条 役員会議の議長は、会長があたる。

(議事録)

- 第19条 役員会議の議事録は、書記が作成し、会長がこれを保存する。

## 第5章 学会

(名称・目的)

- 第20条 本会に、四国作業療法学会(以下学会という)を置く。
2. 学会は、作業療法に関する科学および技術の研究ならびにこれに関する事業を行う。

(役員)

- 第21条 学会に学会長1名を置く。
2. 学会長は、担当士会が推薦し、学会開催前の役員会議にて承認する。
  3. 学会長は、実行委員会を組織し、本会は運営のすべてを委任する。
  4. 学会長は、学会開催後の役員会議で学会に関する報告を行い、承認を受けなければならない。
  5. その他の学会に関する必要事項は、役員会議の議決を経て行う。

## 第6章 委員会の設置

(名称・目的)

第22条 本会に、以下の委員会を置く

(1) 学会評議委員会

2. 学会評議委員長は、本会役員の中から役員会議の議を経て選出する。
3. 委員は、委員長と各士会より2名の代表者で構成される。
4. 委員長は、委員と兼務することができる
5. 学会評議委員会は、学会の適正な運営に関わる業務を行う。
  - ①演題査読委員の選出に係わる業務
  - ②学会運営資料などの保存と管理
  - ③学会運営に関する調整および指導
  - ④その他

(2) 生涯教育委員会

2. 生涯教育委員長は、本会役員の中から役員会議の議を経て選出する。
3. 委員は、委員長と各士会より2名の代表者で構成される。
4. 生涯教育委員会は、生涯教育に関わる業務を行う。
  - ①生涯教育制度に関する各県での運営と調整。
  - ②認定作業療法士の取得推進。
  - ③専門作業療法士の取得推進。
  - ④その他

## 第7章 資産および会計

(資産)

第23条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費（その金額は役員会議で決める）
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 会計年度内の収支は、監事による監査を受けて役員会議で承認を受けなければならない。

## 第8章 雑 則

(規約の変更)

第25条 この規約は、各士会理事会の議を経て役員会議にて変更することができる。

## 附 則

1. この規約は平成29年4月1日より施行する。